第二種交付金の額の変更に係る認可申請（再申請）の概要について

１　第二種交付金の額の変更について

第二種適格電気通信事業者	変更後の交付金の額（円）ａ	変更前の交付金の額（円）ｂ	増減（▲）額（円）ａ－ｂ
ＮＴＴ東日本株式会社	１４３，５６５，６０５	１４３，４８７，１４２	７８，４６３
ＮＴＴ西日本株式会社	５，０９４，５１３	５，０９４，９８７	▲４７４
株式会社ＺＴＶ	0	0	0
合計	１４８，６６０，１１８	１４８，５８２，１２９	７７，９８９

２　変更が生じた理由について

(1) 第二種交付金の額は役務（注１）ごとに算定する担当支援区域（注２）ごとの原価（設備管理部門の原価と設備利用部門の原価の合計）から収益の額を控除したとされている（注３）。

①　設備管理部門の原価のうち役務提供に係る既存設備を維持管理するための費用は、設備の数量に法第 33 条第２項の規定により総務大臣が認可した接続約款における当該設備に係る接続料その他これに類する単価を乗じて得た額を合計した額とされている（注４）　。

②　変更前の交付金の額に係る既存設備の費用の算定においては、ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社の両社が令和７年３月 26 日付で総務大臣認可を受けた令和７年度の接続料における管路に係る単価（年額）を用いている（注５）　。

(2)　今般、当該接続料等の算定に誤りがあったことから令和７年度の接続料が見直され、令和７年度の管路に係る単価を含む見直し後の接続料金が令和８年３月 26 日付で総務大臣により認可されるに至った（注６）。

(3)　令和８年度の第二種交付金の額の算定の基となる管路に係る単価が見直されたことに伴い、算定対象の担当支援区域 383 のうち 263 の区域で原価が変更（77,989 円の増）となり、算定し直した結果交付金の額について変更が生じた（注７）。

（注１）令和８年度第二種交付金の額の申請ではＦＴＴＨアクセスサービスのみ。

（注２）算定する担当支援区域に変更はない。

（注３）算定等規則第７条

（注 4）算定規則第 14 条第 2 号第四号

（注５）支援機関は算定等規則の第８条届出を基に第二種交付金の額を算定しており、同届出中の算定資料別紙 5-1 に管路に係る単価が記載されている。

（注６）ＮＴＴ東日本株式会社による公表資料（資料Ａ）

https://www.ntt-east.co.jp/info-st/constip/cons4/

ＮＴＴ西日本株式会社による公表資料（資料Ｂ）

https://www.ntt-west.co.jp/open/sougo_yakkan/yakkan/santeiheni.html

（注７）管路に係る単価の額の見直しの概要については別添資料７を参照。